

## 特殊用材の需要・要望への対応について

木曽悠久の森基本計画 1－（3）－⑤

### ⑤ 特殊用材の需要・要望があった場合の対応

国民的な伝統行事や国宝・重要文化財等歴史的・文化的建造物の修復等に必要とされる、一般市場で流通することが希な特殊な規格の木材（以下「特殊用材」という。）の需要・要望があった場合は、その内容と供給の適否について検討し、供給を行うこととなった場合はその方法等について検討を行うこととする。

平成28年11月16日の木曽悠久の森管理委員会森林資源利用部会で検討し、その後メールにて議論をしたところ、次のとおり了承された。

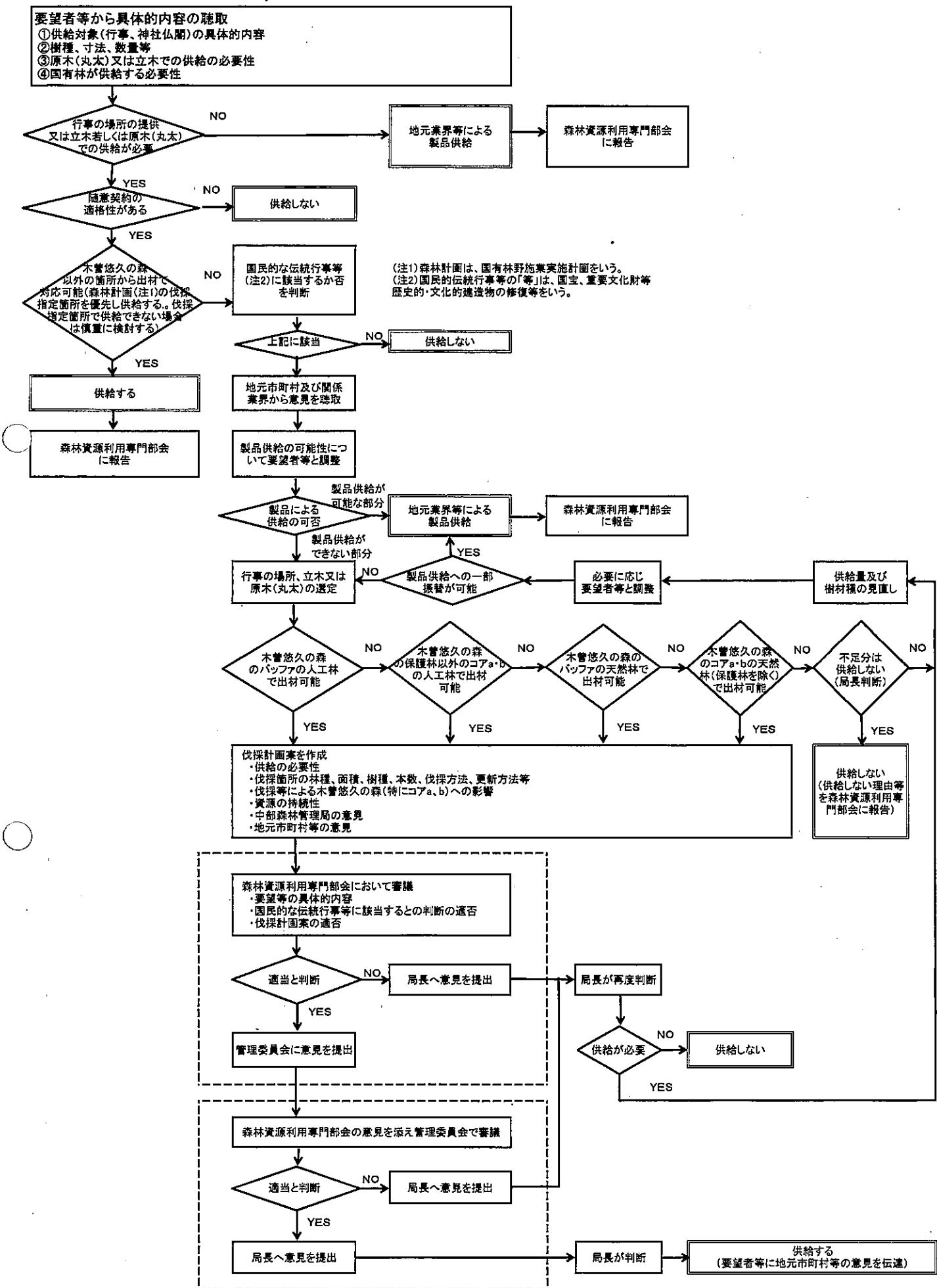
特殊用材の需要・要望があった場合には、

- ・その全部又は一部を供給することの可否
- ・随意契約の適格性
- ・国民的な伝統行事への該当の是非
- ・国宝・重要文化財等歴史的・文化的建造物の修復への該当の是非
- ・木曽ヒノキ等の資源の持続性

等を勘案し検討するものとし、その具体的手順については、別紙1によるものとする。

なお、「国民的な伝統行事」の考え方については、別紙2とおりとする。

## 国民的伝統行事又は歴史的文化的建造物の修復に係る特殊用材の需要・要望に対する対応手順



## 国民的な伝統行事について

### 1 伊勢神宮式年遷宮関係

#### (1) 遷宮の行事

① 御杣始祭（みそまはじめさい）

御用材（御樋代木）を木曽（裏木曽）御杣山で正式に伐り始める行事。

平成37年開催見込み。

② 御船代祭（みふなしきさい）

御樋代木をお納めする「御船代」の御用材を伐採する行事。

平成37年開催見込み。

③ 仮御樋代木伐採式（かりみひしろぎばっさいしき）

遷御のとき、ご神体をお納めする御器おんうつわ、仮御樋代木の御用材を伐採するにあたり、木の本に坐す神をお祭りし、忌斧いみおのを入れる行事。

平成38年開催見込み。

#### (2) 関連行事

○ 斧入式（おのいれしき）

遷宮の公式行事ではないが、次回遷宮御用材の最初の伐採に当たり、杣人たちの伝統的信仰に基づき、伊勢神宮の神職と木曽（裏木曽）の杣人によって奉仕される行事。

主催者は神宮司庁（伊勢神宮）で、平成29年に木曽（上松町）及び裏木曽（中津川市）において開催予定。

### 2 「国民的な伝統行事」の判断

現時点では、上記の行事以外は想定していないが、要望があった際に、行事の具体的な内容を調査し、本専門部会において「国民的な伝統行事」に該当するか否か判断するものとする。

## 参考 2

平成 29 年 8 月 4 日

木曽悠久の森管理委員会  
座長 山本進一 様

木曽悠久の森管理委員会新資源利用専門部会  
座長 山本 博一

特殊用材の需要・要望に対する対応手順に係る伐採計画について

○ 標記について、森林資源利用専門部会委員による審議を行ったので、下記のとおり木曽悠久の森管理委員会に意見を提出します。

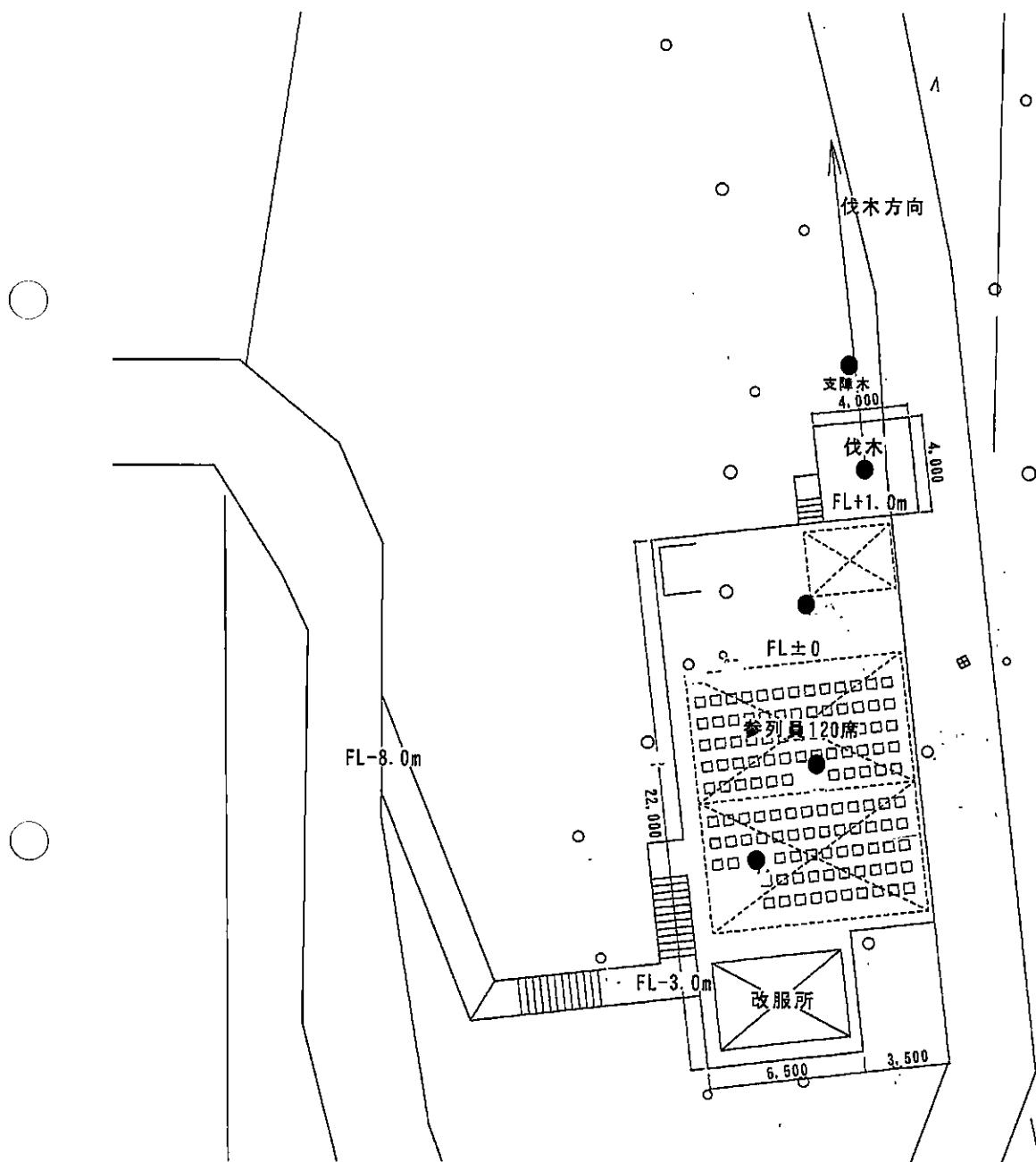
記

○ 森林資源利用専門部会意見 「適当と判断」

## 特殊用材の需要・要望に対する対応手順に係る伐採計画（案）

項目	内 容
1 供給の必要性	平成29年度第1回「木曽悠久の森」管理委員会で議論され、神宮式年遷宮は、国民的な伝統行事と位置付けられたところである。 斧入式は伊勢神宮式年遷宮の御造営用材を伐り出し始めるにあたって作業の安全と完遂を祈願する儀式であり、地元と連携して行うため地域振興の面から供給は必要と考える。
2 伐採箇所の林種、面積、樹種、本数、伐採方法、更新方法等	箇 所 : 加子母裏木曽国有林77林班い小班 林 種 : 育成単層林 面 積 : 小班面積23.20ha (うち0.028ha) 樹 種 : 人工林ヒノキ 林 齢 : 102年生 本 数 : 1本 (胸高直径52cm、樹高22m) 材 積 : 1.85m <sup>3</sup> 伐採方法 : 三紐伐り 支障木 : ヒノキ 4本 (胸高直径46~48cm、樹高21~23m、材積6.06m <sup>3</sup> ) カエデ 6本 (胸高直径 8~12cm、樹高 5~7m、材積0.08m <sup>3</sup> ) その他 4本 (胸高直径 6~16cm、樹高 7~11m、材積0.11m <sup>3</sup> ) 更新方法 : 該当なし そ の 他 : 水源かん養保安林、裏木曽県立自然公園の普通地域、 木の文化を支える森（裏木曽古事の森）、 付知峡自然休養林自然観察教育ゾーン、 「木曽悠久の森」緩衝地域（バッファ）
3 伐採等による木曽悠久の森（特にコアa、b）への影響	伐採本数は1本であり、画一性を排したより長期にわたる施業の一環で間伐として行うものである。 伐採予定箇所は「木曽悠久の森」バッファの外縁部に位置し、コアa、bからも直線距離で2km以上離れていることから、コアa、bへの影響はほとんどないと考える。 また、搬出路沿いであり、搬出等に伴う周辺への影響は少ないと考える。 なお、伐採予定箇所周辺は「裏木曽古事の森」23.20ha（木の文化を支える森づくり）となっており、東濃森林管理署と裏木曽古事の森育成協議会が協定し、貴重な歴史的建造物に必要な大径木の森づくりに取り組み、木の文化を未来に継承していく等の活動が実施されている箇所である。
4 資源の持続性	伐採予定箇所周辺は「裏木曽古事の森」23.20ha（木の文化を支える森づくり）となっており、木の文化を未来に継承していく等の活動が実施されている箇所として、568m <sup>3</sup> /haの蓄積が有り、将来的には間伐等により木曽ヒノキの代替材を生産できる林分になるよう導くこととしており、資源の持続性については、特に問題ないと考える。
5 中部森林管理局の意見	①神宮の式年遷宮は千三百百余年の歴史を有し世界に誇るべき文化として継承されている国民的な伝統行事であり、その中で斧入式は伊勢神宮式年遷宮の御造営用材を伐り出し始めるにあたって、作業の安全と完遂を祈願する儀式として、神宮の神職と地元の社人によって奉仕される行事であり、地元関係者から強い開催要望があることからも重要と考える。 ②「木曽悠久の森」のコアa、bへの影響や資源の持続性については、上記3、4のとおりである。 ③当箇所は「裏木曽古事の森」（木の文化を支える森づくり）となっており、将来の目指すべき森林の姿や上記3の協議会が掲げる目的とも合致している。 以上を総合的に勘案し、斧入式用の立木を供給することは妥当と考える。
6 地元市町村等の意見	伊勢神宮からの正式要請後、中津川市、裏木曽古事の森育成協議会、関係業界東濃検振興会から意見を聴取（現段階で内諾を得ている状況）したところ、別添のとおり「特段の意見なし」であり、特に問題ないと考える。

## 斧入れ式予定箇所図面（案）



●：ヒノキ候補木及び支障木  
○：生立木

項目	内 容
①供給対象(行事、神社仏閣)の具体的内容	<p>【行 事】 斧入れ式</p> <p>【目 的】 神宮の式年遷宮は千三百百余年の歴史を有し世界に誇るべき文化として継承されてきました。 斧入式は伊勢神宮の式年遷宮の御造営用材を伐り出し始めるにあたって榎人たちの伝統的な信仰に基づき、その作業の安全と完遂を祈願する儀式であり、神宮の神職と地元の榎人によって奉仕することを目的とする。</p> <p>【行 事 の 実 施 方 法】 古来より御榎山とされてきた裏木曾の国有林において選定した対象御用材となる立木の前に祭場を設け、伝統的技法である三紐伐りで伐倒する神事を行う。</p> <p>【場 所】 木曾森林管理署、東濃森林管理署管内</p> <p>【主 催 者 等】 伊勢神宮、伊勢神宮木曾奉賛会、裏木曾三ヶ村連絡協議会</p> <p>【参 列 者】 神宮関係者、関係行政機関、地元関係者、報道機関、国有林関係者</p>
②樹種、寸法、数量等	ヒノキ立木、胸高直径50cm以上を1本
③原木(丸太)又は立木での供給の必要性	儀式として御用材となる立木の前で神事をとりおこない、実際に三紐伐りで伐倒するため、立木であることが必要である。
④国有林が供給する必要性	木曾及び裏木曾の国有林は、式年遷宮の御榎山として江戸時代から御造営用材を供給してきた歴史があり、木曾、裏木曾の地域では御神木の里として古くから式年遷宮にかかわってきたことをたいへん誇りとしており、日本の伝統行事や木の文化の継承並びに地域振興の観点からも、国有林からの供給をお願いしたい。

第63回神宮式年遷宮御用材伐採斧入式候補木の検討

(木曽川森林計画第四次地域管理経営計画伐採指定箇所)

別表 2

国有林名	林班	小班	林地面積	伐採面積	主・間伐別	伐採率	樹種	齡級	林齡	伐採年度	検討項目			検討結果
											林齡	傾斜	搬出	
加子母裏木曾	54	い	1.41	0.78	主伐	100	ヒノキ	18	90		×	×	×	否
加子母裏木曾	83	い	35.81	5.05	主伐	20	天ヒノキ	42	210	H29予定	○	×	×	否
加子母裏木曾	169	い	16.3	11.5	主伐	100	ヒノキ	17	85	H29予定	×	×	×	否
岩村	1109	つ	0.58	0.58	間伐	35	ヒノキ	23	114	H29予定	○	×	×	否
岩村	1110	る	5	5	間伐	35	ヒノキ	24	119	第5次予定箇所	○	○	○	否
湯舟沢	2201	と	0.5	0.45	主伐	100	ヒノキ	25	121	H29予定	○	×	×	否
湯舟沢	2225	へ	2.96	2.1	主伐	100	ヒノキ	18	90	第5次予定箇所	×	×	×	否
湯舟沢	2225	ち	7.78	2.8	主伐	100	ヒノキ	18	90	第5次予定箇所	×	×	×	否
湯舟沢	2226	ほ	2.62	2.49	間伐	35	ヒノキ	18	90	H29予定	×	×	×	否
湯舟沢	2226	へ	5.86	5.57	間伐	35	ヒノキ	18	90	H29予定	×	×	○	否

## 木曽悠久の森管理委員会運営要領

### 第1 目的

この要領は、「温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組について」（平成26年4月1日、25例規第6号）記5の規定に基づき設置された管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

### 第2 委員会の運営

- 1 委員会は公開を原則とし、定期的に開催することとする。なお、地方自治体の長が委員となっている場合には代理を認めるものとする。
- 2 委員会内には専門的な検討を行う専門部会を設置することができるものとする。
- 3 委員会には座長をおき、委員の互選によって定める。
- 4 座長は会議を統括する。
- 5 委員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 6 委員会は原則として木曽地方において開催する。

### 第3 委員の任期

委員の任期は、委嘱後の2年度内とする。但し、再任を妨げない。

### 第4 事務局

委員会の事務局は、中部森林管理局計画課におく。

### 附則

- 1 この要領は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年12月2日から施行する。

## 木曽悠久の森管理委員会の専門部会の運営について

### 第1 趣旨

木曽悠久の森管理委員会運営要領（平成26年5月1日施行）第2の2に基づき設置された専門部会の運営については、次のとおり定めるものとする。

### 第2 運営

- 1 専門部会は、委員の活発な議論を確保するため、非公開とする。  
なお地方自治体の長が専門部会の委員となっている場合には、代理を認めるものとする。
- 2 専門部会の資料は、論議の過程におけるものであることから、非公開とする。
- 3 専門部会には座長をおき、委員の互選によって定める。
- 4 専門部会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 5 座長は、担当する専門部会以外の専門部会の委員を兼ねることができる。
- 6 座長は会議を統括する。

### 第3 事務局

専門部会の事務局は、中部森林管理局計画課におく。

- 1 この運営については、平成26年8月22日から施行する。
- 2 この運営については、平成27年6月19日から施行する。
- 3 この運営については、平成27年12月2日から施行する。

# 参考 4

平成30年7月2日

木曽悠久の森管理委員会

植生管理専門部会座長 岡野哲郎 様

林野庁中部森林管理局 計画課長

## 「木曽悠久の森」における危険木の取扱について（意見照会）

「木曽悠久の森」の核心地域（コアa）の北沢地区において、林道で被害木が確認されたので、「木曽悠久の森」における危険木の取扱要領（別紙1）に基づき、座長のご意見を伺います。

### 1 危険木等（被害木）の所在

木曽森林管理署南木曽支署 阿寺国有林1122い林小班ほか（別紙2参照）

### 2 危険木等（被害木）について

6月中旬に木曽森林管理署南木曽支署において、気象害により林道上に木曽ヒノキ胸高46cm樹高25m1本（折損木）、サワラ胸高24cm樹高8m1本（倒木）が発生（別紙2参照）しました。

### 3 対象となる危険木等（被害木）

林小班別	樹種別	本数	胸高直径×樹高	備考
1122い	木曽ヒノキ	1	46cm×25m	折損木
1123い	サワラ	1	24cm×8m	倒木

### 4 危険木等（被害木）の処理

平成30年7月以降林道の通行の支障となるため、通行の妨げにならない程度に移動する（移動に伴う造材は行う可能性はあり）。なお、林外への搬出は行わない。

### 5 その他

水源かん養保安林であるが森林法施行規則第22条の8（法第34条第1項第8号農林水産省令で定める事項）の3「倒木又は枯死木を伐採する場合」は立木の伐採の許可を要しない。

（担当：計画課流域管理指導官）

## 「木曽悠久の森」における危険木の取扱い要領

### 第1 目的

「木曽悠久の森」のコアa及びコアbの区域内の天然林において、傾倒、折損、枯死等によって、今後、倒伏や落枝、滑落により観光客、施設等へ危害を及ぼすおそれがある立木（当該立木の伐採等に伴って支障となる立木を含む。以下「危険木」という。）が発生した場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 第2 手続き

観光客、施設等の安全確保のため、早急に伐採しなければならない危険木の伐倒・移動は、次の手続きにより行うこととする。

- (1) 森林管理局は、植生管理専門部会の座長へ関係資料を提出し、あらかじめ座長の意見を聴取すること（緊急に伐倒・移動する必要があり、座長の意見を聴取するいとまがない場合を除く。）。
- (2) 森林管理局は、事後、直近に開催される木曽悠久の森管理委員会及び植生管理専門部会へ報告すること。

### 第3 危険木の移動

伐倒した危険木は、移動させないことを基本とする。

ただし、伐倒した危険木が不安定のまま存置され、観光客、施設等へ危害を及ぼすおそれがある場合や、移動・搬出しても更新や生態系に与える影響が軽微な場合は、安定化させるための移動又は森林外へ搬出することができる。

- 附則 この取扱いは、平成28年7月12日から施行する。

【位置図】



コアa

阿寺国有林1122い林小班(ヒノキ) 1123い林小班(サワラ)

【写真】



ヒノキ約4m地点で折損（胸高46cm樹高25m）北沢峠より約600m



ヒノキ折損部より上部は林道上に倒木



ヒノキ折損部



サワラ林道上に根返り倒木（胸高24cm樹高8m）北沢峠より約1.4km



サワラ下部より撮影（腐れあり）